

理事会運営規程

（目的）

第1条 本規程は、一般社団法人全国がんセンター協議会（以下「本会」という）の理事会に関し、定款に定めのない必要な事項を規定し、理事会の適法かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

（招集）

第2条 理事会を招集するには、開催日の1週間前までに、各理事および各監事に対して会議の目的である事項、日時、場所を記載した書面または電磁的方法により通知を発しなければならない。

（議長の職務代理）

第3条 理事会の議長たる会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序によりほかの理事がこれに代わる。

（監事の出席）

第4条 監事は理事会に出席することを原則とし、必要な場合には意見を述べなければならない。

（関係者の出席）

第5条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を聞くことができる。

（報酬）

第6条 理事および監事の理事会への出席については、無報酬とする。

（議事録）

第7条 理事会の議事録は、本会事務局が作成する。

（事務）

第8条 理事会の事務には、本会事務局がこれに当たる。

（主管）

第9条 本規程は本会事務局が主管する。

(改廃)

第 10 条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

本規程は、令和 8 年 6 月 23 日から施行する。